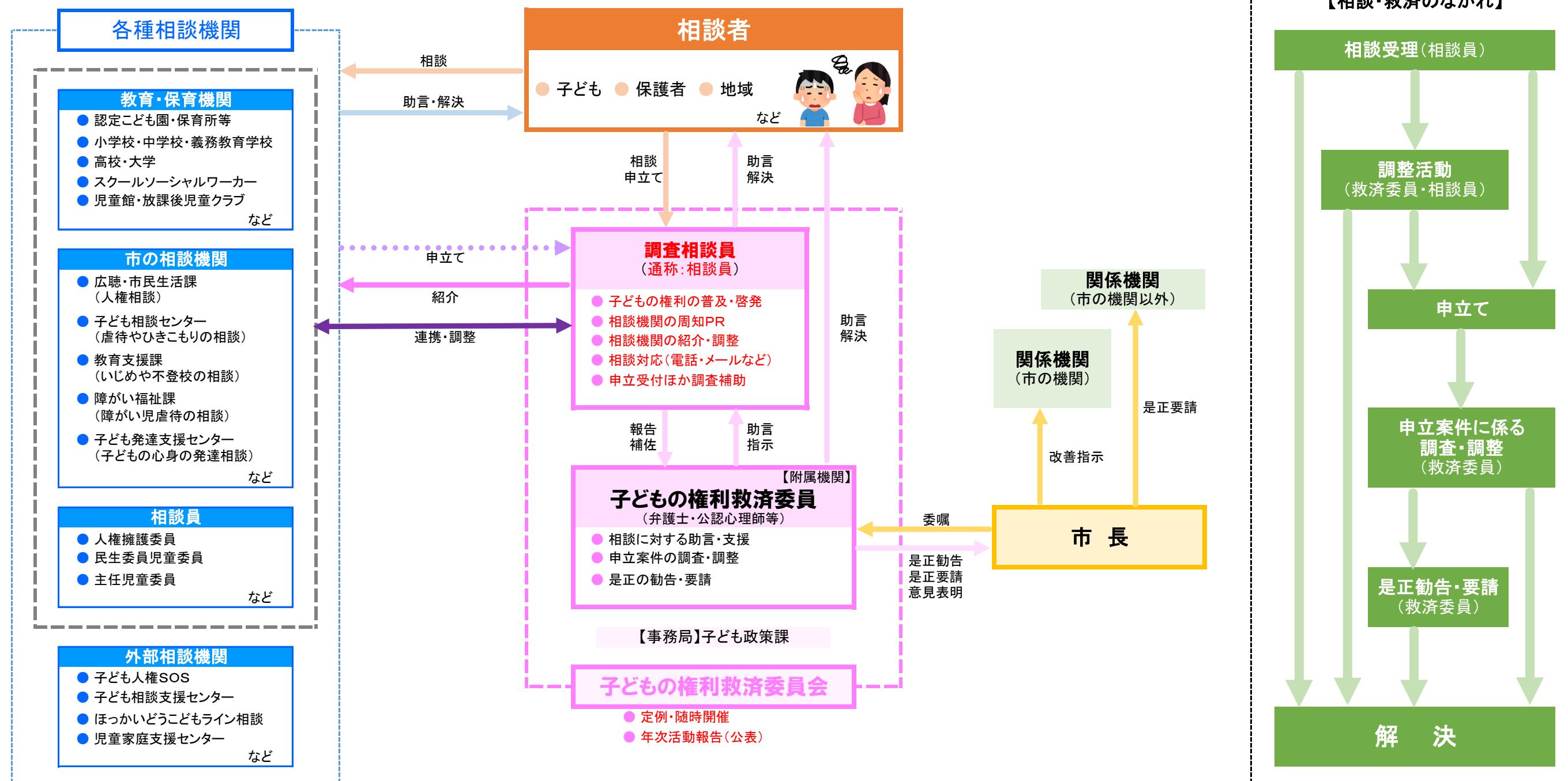


子どもの権利に関する相談・救済スキーム



子どもの権利 救済委員会の役割	調査 相談員	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利の普及啓発活動のほか、既存の相談機関を含めた権利救済機関の周知PRを行う。 相談者の申し出に応じて、適切な相談機関を紹介するなど、必要な調整を行う。 相談者が既存の窓口以外での相談を希望する場合は、調査相談員が対応する。 子どもの権利侵害に関する事案で、専門家の対応が必要な場合は、当事者の同意に基づき「申立て」を受ける その他、救済委員会の庶務を行う。
	救済委員	<ul style="list-style-type: none"> 「申立て」に基づき、関係機関に説明や資料の提出を求め、事実関係の調査を行う。 調査等の結果、市長に対し、関係する市の機関に是正勧告や子どもに関する制度改善を求めるための意見表明を行う。 市の機関以外の者に対し是正の措置を講ずるよう要請することを市長に求める。

● 既存の相談窓口の相談員には、子どもの権利救済委員に申立てができるることを認識してもらい、適切に対応してもらうよう周知する。